

(記入例)

(様式1) 生産者 ⇒ 市町村

提出先: ○○○協議会

御中

お住まいの市町村○○協議会へ提出
(JAまたは市町村役場)

申請者で準備した証拠書類に○を記入

提出日:平成23年 月 日

住所、氏名、連絡先等は委任状と同一であること

住所: _____
氏名: _____ 印 _____
連絡先: _____

生産者段階で廃棄処分

ホウレンソウ、バセリ、カキナは「制限対象」出荷制限期間
ホウレンソウ(3/19~4/17)
バセリ、カキナ(3/23~4/17)
その他の品目は対象外に区分。
上記の3品目であっても、3/11~出荷制限前日、出荷制限が解除された翌日以降は対象外として申請。

京電力原発事故の影響に係る生産者段階での処分報告書
(面積、数量を記入。3年3月11日~3月31日)

市町村協議会確認印

No.	廃棄処分				証拠資料(○を記入)							備考(廃棄理由など)	確認チェックマーク		
	面積(a)	数量(kg)	廃棄処分に係る諸費用(円)	栽培履歴	作業日誌	写真	廃棄直前出荷伝票	昨年同時期出荷伝票	圃場の位置図	その他					
1	ホウレンソウ	制限対象	荷造り後	3月19日	—	500	0	○		○	○			出荷自粛により荷造り後に廃棄	
2	ホウレンソウ	制限対象	圃場	3月26日	20	—	10,000	○		○	○	○		出荷制限により圃場に放置後廃棄	
3	イチゴ	対象外	圃場	3月20日	—	360	0	○				○		風評被害により収穫して廃棄	
4	イチゴ	対象外	荷造り後	3月25日	—	360	0	○				○		風評被害により荷造り後廃棄(直売用)	
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															

廃棄形態について
(荷造り後)
バック詰め、箱詰め等既に出荷形態の整ったもの。収穫後、作業場に放置されたもの、出荷したが返品されたものも含む。
(圃場)圃場に放置または廃棄されたもの

廃棄処分に要した費用。
(廃棄のため重機を使用して穴を掘って埋設。ホウレンソウ等を積み上げ、飛散防止のブルーシート等)
但し、領収書等で証明できるもの

写真は廃棄前と廃棄後が撮影されているもの

廃棄圃場の場所を特定する位置図など。

廃棄処分費等の証拠書類がある場合は○。

【注意事項】

この報告書には圃場廃棄した面積(a)、収穫後(荷造り後含む)出荷前に廃棄した数量(kg)、廃棄処分に係る諸費用、持参した証拠資料(○を記入)、廃棄理由などを記入してください。
出荷制限とは、行政より出荷制限の通達があった品目(ホウレンソウ、バセリ、カキナ)です。
損害賠償金額算出のための価格、数量は、客観的指標(基準単価(円/kg)、基準数量)により別途算出します。
生産者は、後日調査が入ったときに客観的な証拠が必要となるため、証拠資料の保管をお願いいたします。
また、代理人である弁護士等から追加資料の要請があった場合はご協力願います。
市町村協議会の担当者は、申請者が提出した報告書の内容について証拠資料をもって十分に確認した上で、証拠資料にチェックマークするとともに、確認チェックマーク欄にチェックマークを入れ、協議会確認印欄に押印してください。

(記入例)

(様式2) 生産者 ⇒ 市町村

提出先: ○○協議会

御中

お住まいの市町村○○協議会へ提出
(JAまたは市町村役場)

提出日:平成23年 月 日

住所、氏名、連絡先等は委任状と同一であること

住所:

氏名:

連絡先:

販売先から返品, 販売金額減少

東京電力原発事故の影響に係わる販売先からの返品, 販売金額減少報告書 市町村協議会確認印 (対象期間:平成23年3月11日~3月31日)

申請者で準備した証拠書類に○を記入

NO.	品目	出荷制限対象	出荷日	送状番号又は伝票番号	量目① (Kg/箱又は袋)	販売先	数量② (箱数又は袋数)	仕切金額③ (円)(税込)	数量④ ①×② (kg換算)	証拠資料(○を記入)				備考	確認 チェッ ク マー ク
										伝票	精算書	写真	その他		
1	ホウレンソウ	制限対象	3月19日	446	5	茨城市場	100	100	500	○				出荷自粛により返品	
2	イチゴ	対象外	3月24日	345	1.2	茨城市場	200	100,000	240	○				風評被害により価格下落	
3									0						
4									0						
5	ホウレンソウ、パセリ、カキナは「制限対象」 出荷制限期間 ホウレンソウ(3/19~4/17) パセリ、カキナ(3/23~4/17) その他の品目は対象外に区分。 上記の3品目であっても、3/11~出荷制限前日、出荷制限が解除された翌日以降は対象外として申請。								0						
6									0					出荷日、量目①、販売先、数量②、仕切り金額等は仕切書より転記すること。	
7									0					仕切書金額については、市場手数料、運賃等控除される前の金額を記入すること。但し、税込み金額とすること。	
8									0					返品, 販売金額減少の理由を記入	
9									0						
10									0						
11									0						
12									0						
13									0						
14									0						
15									0						

【注意事項】

この報告書には、販売先からの返品, 被害によって販売額が減少したものを記入してください。

出荷制限とは、行政より出荷制限の通達があった品目(ホウレンソウ、パセリ、カキナ)です。

生産者は、後日調査が入ったときに客観的な証拠が必要となるため、証拠資料の保管をお願いいたします。

また、代理人である弁護士等から追加資料の要請があった場合はご協力願います。

市町村協議会の担当者は、申請者が提出した報告書の内容について証拠資料をもって十分に確認した上で、証拠資料にチェックマークするとともに、

確認チェックマーク欄にチェックマークを入れ、協議会確認印欄に押印してください。

(記入例)

(様式3) 生産者 ⇒ 市町村

提出先: ○○○協議会

御中

お住まいの市町村○○協議会へ提出
(JAまたは市町村役場)

住所、氏名、連絡先等は委任状と同一であること

提出日:平成23年 月 日

住所:

氏名:

印

連絡先:

その他発生した損害

東京電力原発事故の影響に係わるその他発生した損害報告書 (対象期間:平成23年3月11日~3月31日)

申請者で準備した証拠書類に○を記入

NO.	品目	出荷制限対象	発生日	内容	諸費用(円) (税込)	証拠資料(○を記入)				備考	確認 チェック マーク
						請求書	領収書	給与明細	()		
1	イチゴ	対象外	3月29日	放射線検査1点	30,000		○				
2											
3											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計					30,000						

【注意事項】

この報告書には、様式1、2に該当しないその他の発生した損害(諸費用)を記入してください。

出荷制限とは、行政より出荷制限の通達があった品目(ハウレンソウ、パセリ、カキナ)です。

生産者は、後日調査が入ったときに客観的な証拠が必要となるため、証拠資料の保管をお願いいたします。

また、代理人である弁護士等から追加資料の要請があった場合はご協力願います。

市町村協議会の担当者は、申請者が提出した報告書の内容について証拠資料をもって十分に確認した上で、証拠資料にチェックマークするとともに、確認チェックマーク欄にチェックマークを入れ、協議会確認印欄に押印してください。

ハウレンソウ、パセリ、カキナは「制限対象」
出荷制限期間
ハウレンソウ(3/19~4/17)
パセリ、カキナ(3/23~4/17)
その他の品目は対象外に区分。
上記の3品目であっても、3/11~出荷制限前日、出荷制限が解除された翌日以降は対象外として申請。

安全性を証明するための放射線検査、PR代等
様式1、2に該当しないものを記載。
但し、証明できるもの

業者発行のもの

特殊なものについては
説明書きを記入。

その他、損害額を証明できる書類についても証拠資料とすることも可能

(記入例)

(様式5) 直売所、出荷組合 ⇒ 市町村協議会

卸売会社 ⇒ (社)茨城県青果物地方卸売市場協会(ただし、協会会員に限る)

提出先:

御中

所在地の市町村〇〇協議会(市町村役場)へ提出。
但し、卸売会社については、(社)茨城県青果物地方卸売市場協会へ提出。

提出日:平成23年 月 日

住所、会社(団体)名、連絡先等は委任状と同一であること。

住所:

会社(団体)名:

印

連絡先:

出荷制限外品目扱
(出荷制限品目含む)

市場

ここでいう「直売所」とは、第3セクター、農業生産法人、JAにより運営されているものとする。
ここでいう「出荷組合」とは、法人格をもつもの、登記されているもの又は税務申告をしているものとする。

電力原発事故の影響に係る損害手数料集計表 (対象期間:平成23年3月11日~3月31日)

市町村協議会等確認印

市場・直売所:

今年の農産物の売上額を記入

申請者で準備した証拠書類に〇を記入

No	日付	22年度 売り上げ額① (円)(税込)	23年度 売り上げ額② (円)(税込)	直売損失額③ ①-②(円)(税込)	手数料率④ (%)	損害手数料⑤ ③×④ (円)(税込)	証拠資料(〇を記入)			備考	確認 チェック マーク
							22年度売 上伝票	23年度売 上伝票	その他		
1	3月14日	1,500,000	1,000,000	500,000	8.5	42,500	○	○			
2	3月15日	2,000,000	1,500,000	500,000	8.5	42,500	○	○			
3				0		0					
4						0					
5						0					
6						0					
7						0					
8						0					
9						0					
10						0					
11						0					
12						0					
13						0					
14						0					
15						0					
16						0					
17						0					
18						0					
19						0					
20						0					
合計		3,500,000	2,500,000	1,000,000		85,000					

【注意事項】

この報告書には、出荷全品目の22年度売り上げ額と23年度売り上げ額、手数料率(%)を記入して下さい。

出荷制限品目(ホウレンソウ、パセリ、カキナ)についてもここでは、出荷制限外品目扱いとしています。

卸売会社、直売所、出荷組合は、後日調査が入ったときに客観的な証拠が必要となるため、証拠資料の保管をお願いいたします。

また、代理人である弁護士等から追加資料の要請があった場合はご協力願います。

市町村協議会等の担当者、申請者が提出した報告書の内容について証拠資料をもって十分に確認した上で、証拠資料にチェックマークするとともに、確認チェックマーク欄にチェックマークを入れ、協議会等確認印欄に押印してください。

昨年同時期の農産物の売上額を記入

原則として野菜8.5%、果実7%、花き9.5%
証拠資料をもって各自の手数料率を記入することも可能。
手数料率が異なるときは行を改めて記入

(記入例)

(様式6) 直売所、出荷組合 ⇒ 市町村協議会
卸売会社 ⇒ (社)茨城県青果物地方卸売市場協会(ただし、協会会員に限る)

提出先: 御中

提出日: 平成23年 月 日

住所、会社(団体)名、連絡先等は委任状と同一であること。

住所: _____
会社(団体)名: _____ 印 _____
連絡先: _____

その他発生した損害(農畜産物に限る)	市場・直売所用
--------------------	---------

東京電力原発事故の影響に係わるその他発生した損害報告書 (対象期間: 平成23年3月11日～3月31日)

市町村協議会等確認印

No	出荷制限対象	発生日	内容	諸費用 (円)(税込)	証拠資料(○を記入)				備考	確認 チェック マーク
					請求書	領収書	写真	その他		
1	制限対象	3月23日	放射線検査2点	60,000		○				
2	対象外	3月22日	放射線検査1点	30,000		○				
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
合計				30,000						

損害が発生した日を記入する。

申請者で準備した証拠書類に○を記入

ホウレンソウ、パセリ、カキナは「制限対象」
出荷制限期間
ホウレンソウ(3/19～4/17)
パセリ、カキナ(3/23～4/17)
その他の品目は対象外に区分。
上記の3品目であっても、3/11～出荷制限前日、出荷制限が解除された翌日以降は対象外として申請。

安全性を証明するための放射線検査、風評対策のための販促・PR代等様式1に該当しないものを具体的に記載する。
但し、証明できるものであること。

【注意事項】

この報告書には、卸売会社、直売所、出荷組合において様式5で請求した以外の損害を記入して下さい。

出荷制限とは、行政より出荷制限の通達があった品目(ホウレンソウ、パセリ、カキナ)です。

卸売会社、直売所、出荷組合は、後日調査が入ったときに客観的な証拠が必要となるため、証拠資料の保管をお願いいたします。

また、代理人である弁護士等から追加資料の要請があった場合はご協力願います。

市町村協議会等の担当者は、申請者が提出した報告書の内容について証拠資料をもって十分に確認した上で、証拠資料にチェックマークするとともに、確認チェックマーク欄にチェックマークを入れ、協議会等確認印欄に押印してください。